

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第3部門第2区分  
 【発行日】平成27年2月5日(2015.2.5)

【公開番号】特開2014-196370(P2014-196370A)  
 【公開日】平成26年10月16日(2014.10.16)  
 【年通号数】公開・登録公報2014-057  
 【出願番号】特願2014-149462(P2014-149462)  
 【国際特許分類】

A 6 1 K 45/00 (2006.01)  
 A 6 1 K 45/06 (2006.01)  
 A 6 1 P 25/18 (2006.01)  
 A 6 1 P 25/00 (2006.01)  
 A 6 1 K 31/197 (2006.01)  
 A 6 1 K 31/55 (2006.01)  
 A 6 1 K 31/4166 (2006.01)  
 A 6 1 K 31/4535 (2006.01)  
 A 6 1 K 31/7048 (2006.01)  
 A 6 1 K 31/4458 (2006.01)  
 A 6 1 K 31/155 (2006.01)  
 A 6 1 K 31/421 (2006.01)  
 A 6 1 P 43/00 (2006.01)

【 F I 】

A 6 1 K 45/00  
 A 6 1 K 45/06  
 A 6 1 P 25/18  
 A 6 1 P 25/00  
 A 6 1 K 31/197  
 A 6 1 K 31/55  
 A 6 1 K 31/4166  
 A 6 1 K 31/4535  
 A 6 1 K 31/7048  
 A 6 1 K 31/4458  
 A 6 1 K 31/155  
 A 6 1 K 31/421  
 A 6 1 P 43/00 1 2 1

【手続補正書】

【提出日】平成26年12月15日(2014.12.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

注意欠陥多動性障害(ADHD)があるが、てんかんおよび双極性障害のいずれもない患者の注意欠陥多動性障害の治療用の医薬組成物であって、

前記医薬組成物は、抗てんかん・気分安定剤を含み、前記抗てんかん・気分安定剤の1日用量が、てんかん/双極性障害の治療に有効な最小1日用量の30%未満である、医薬

組成物。

【請求項 2】

前記気分安定剤は、バルプロ酸ナトリウム、カルバマゼピン、オキシカルバゼピン、エトトイン、ガバペンチン、プレガパリン、チアガピン、トピラマート、およびそれらの混合物からなる群から選択される、請求項 1 に記載の医薬組成物。

【請求項 3】

精神刺激薬をさらに含む、請求項 1 または 2 に記載の医薬組成物。

【請求項 4】

前記精神刺激薬は、メチルフェニデート、アンフェタミン、ペモリン、およびそれらの混合物からなる群から選択される、請求項 3 に記載の医薬組成物。

【請求項 5】

コミュニケーション障害、広汎性発達障害、および不安障害のうちから選択される障害がある患者の前記障害の治療用の医薬組成物であって、

前記医薬組成物は、抗てんかん・気分安定剤を含み、前記抗てんかん・気分安定剤の 1 日用量が、てんかん / 双極性障害の治療に有効な最小 1 日用量の 30% 未満である、医薬組成物。

【請求項 6】

学習障害のある患者の読解力と読みの流暢さとのうちの少なくとも一方の改善に使用するための医薬組成物であって、

前記医薬組成物は、抗てんかん・気分安定剤を含み、前記抗てんかん・気分安定剤の 1 日用量が、てんかん / 双極性障害の治療に有効な最小 1 日用量の 30% 未満である、医薬組成物。

【請求項 7】

学習障害のある患者の眼球運動障害の治療用の医薬組成物であって、

前記医薬組成物は、抗てんかん・気分安定剤を含み、前記抗てんかん・気分安定剤の 1 日用量が、てんかん / 双極性障害の治療に有効な最小 1 日用量の 30% 未満である、医薬組成物。

【請求項 8】

患者の異常な衝動性眼球運動の治療用の医薬組成物であって、

前記医薬組成物は、抗てんかん・気分安定剤を含み、前記抗てんかん・気分安定剤の 1 日用量が、てんかん / 双極性障害の治療に有効な最小 1 日用量の 30% 未満である、医薬組成物。

【請求項 9】

患者の小脳の関与する運動計画および系列化を改善に使用するための医薬組成物であって、

前記医薬組成物は、抗てんかん・気分安定剤を含み、前記抗てんかん・気分安定剤の 1 日用量が、てんかん / 双極性障害の治療に有効な最小 1 日用量の 30% 未満である、医薬組成物。

【請求項 10】

精神刺激薬をさらに含む、請求項 5 ~ 9 のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 11】

前記精神刺激薬は、メチルフェニデート、アンフェタミン、ペモリン、およびそれらの混合物からなる群から選択される、請求項 10 に記載の医薬組成物。

【請求項 12】

請求項 3 ~ 11 のいずれか一項に記載の医薬組成物を含む医薬品キットであって、

前記医薬品キットは、( i ) 薬学的に許容可能なキャリアまたは希釈剤を伴う抗てんかん・気分安定剤を含む第 1 医薬組成物と、( i i ) 薬学的に許容可能なキャリアまたは希釈剤を伴う精神刺激剤を含む第 2 医薬組成物とを備え、

前記第 1 医薬組成物が、てんかん / 双極性障害の治療に有効な最小 1 日用量の 30% 未満の 1 日用量の抗てんかん・気分安定剤を含む服用単位として提供される、医薬品キット

°

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0045

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0045】

患者は、てんかんおよび双極性障害のいずれもないことが好ましい。

本発明は第7の態様において、(i)薬学的に許容されるキャリアまたは希釈剤を伴う、抗てんかん・気分安定剤を含有する第1医薬組成物と、(ii)薬学的に許容されるキャリアまたは希釈剤を伴う、精神刺激薬を含有する第2医薬組成物とを備える医薬品キットを提供する。第1医薬組成物は、気分安定化についての準治療用量の抗てんかん・気分安定剤を含有する服用単位として設けられることが好ましい。本発明の第1の態様および第2の態様の方法の1つ以上において、キットは、第1医薬組成物と第2医薬組成物との併用についての指示書を含んでもよい。これらの医薬組成物は、経口投与用(たとえば、錠剤、カプセル、シロップ、エリキシル剤など)、またはパッチの剤形であることが好ましい。